

別表第 1

職 種	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力がある者	事務の補佐業務に従事	満 6 0 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・学生は、原則として週 2 0 時間以内の勤務
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
医療技術補佐員		医療技術に関する職務の補佐業務に従事		
看護技術補佐員		看護技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
教務補佐員		教務に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満 6 3 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	
技術補佐員 (研究支援推進員) 技能補佐員 (研究支援推進員)		当該研究プロジェクトに係る特殊な技能や熟練した技術を必要とする研究支援業務に従事	満 6 0 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究支援推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は当該部局が定める

別表第 2

職 種	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
医師 歯科医師	当該医師又は歯科医師としての業務の遂行能力がある者	診療業務	満 6 3 歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務遂行にあたり配分の受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力がある者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する		<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める
研究員 (科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 3 文科科第 4 4 号通知の各別表における教授・助教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 	当該プログラムに係る研究又は教育に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 ・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者	当該共同研究・受託研究に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者	当該プロジェクトに係る研究に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(学術研究奨励)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該寄附金にて雇用される場合に限る ・寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(学術支援)			競争的資金に係る研究の応用等に関する研究に従事
研究員(プロジェクト名等)		当該プロジェクト等に係る研究に従事	<ul style="list-style-type: none"> ・前各項に掲げるもののほか、総長が認めるもの ・プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

別表第3

職 種	資格・職務能力	職 務 内 容	雇用年齢上限	その他の事項
講師	当該授業担当の遂行上必要な能力を有する者又は学生の研究指導能力がある者	・カリキュラムにおける授業を担当する ・学生の研究指導を行う	特に無し	・当該業務遂行にあたり配分の受けた雇用経費にて雇用される場合に限る
講師 (研究機関研究員) 講師 (中核的研究機関研究員)	次の各要件をすべて満たす者 ・博士の学位を取得した者又は博士の学位取得が確実な者。(人文・社会科学の分野にあっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められた者を含む。) ・他に常勤の職等に就いていない者	当該研究プロジェクトを推進するため、一定の職務を分担し研究に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	・当該非常勤研究員経費、「大学院教育充実支援経費」(ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー経費)又は研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合は、大学が特に認めた場合に限る ・大学院生、研究生、教育、研究指導を受けている者は除く ・採用の選考は、当該部局が定める選考基準に基づき、当該部局における人事選考の会議を経て行う ・任用の通算期間は原則として2年とする。ただし、やむをえない場合であっても3年を限度とする ・勤務時間は1週間あたり20時間を越えない範囲
ティーチング・アシスタント	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる	——	・当該ティーチング・アシスタント経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)又は大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・選考基準は当該研究科が定める ・勤務時間は月40時間(週10時間程度)以内
リサーチ・アシスタント	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院博士後期課程に在学する学生	研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う	——	・当該リサーチ・アシスタント経費、研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)又は大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・選考基準は当該部局が定める ・1人あたりの採用時間は、週20時間程度を上限とし、通算200時間程度以上を標準とする(年度途中採用者の通算時間数は前任者と通算)
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教授の職務に従事		・任期については、法科大学院の定めによる